

令和 5 年度杉並区立学校給食費無償化実施要項

1 実施の目的

少子化が加速する中で子育てを社会全体で支える視点から、子育てにおける経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

2 対象

区立小学校、中学校及び特別支援学校に在籍する児童及び生徒

3 期間

令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

4 実施方法

- (1) 学校給食費無償化は、学校給食の実施のために必要となる食材料の購入に要する費用（以下「学校給食費」という。）を杉並区が負担（以下「公費負担」という。）し、学校給食を「現物支給」することにより実施する。
- (2) 公費負担する費用（以下「区負担金」という。）は、学校給食費を執行管理する杉並区立学校校長の職にある校長（以下「校長」という。）が管理する預貯金口座への振り込みの方法により交付する。
- (3) 杉並区教育委員会（以下「教育委員会」という。）と校長は、学校給食費無償化の実施に当たって、別途、覚書を締結する。

5 区負担金の管理

校長は、「学校給食の手引き（会計編）」及び別に定める「令和 5 年度杉並区立学校給食費無償化実施マニュアル」に則して適正に管理、運用する。

6 弁当を持参した児童及び生徒への対応

食物アレルギー等のため学校給食を現物支給することができない場合、当該日における学校給食 1 食分（献立の全ての飲食物）の代替として弁当を持参した児童及び生徒の保護者に対し、別に定める「杉並区立学校給食代替弁当補助金交付要綱」により補助を行う。

7 令和 5 年度給食費会計について

校長は次に掲げる区分に応じ、給食費会計を分け、学校給食費の執行管理を適切に行う。

- (1) 4 月から 9 月まで 保護者負担による給食費会計（以下「旧会計」という。）
旧会計は、11 月末日に閉鎖する。
- (2) 10 月から翌年 3 月まで 公費負担による給食費会計（以下「新会計」という。）

8 未納金の取扱い

令和 5 年 9 月までに保護者が負担する学校給食費について未納金があった場合、校長は引き続き催告を行う。

9 月分の食材料費の支払日以降に納付された学校給食費は新会計に繰り入れ、公費負担額から控除する。